

洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 洞爺湖町の学校給食については、虻田町と洞爺村の町村合併当初からそれぞれの町村で稼働していた虻田給食センター及び洞爺給食センター施設を新町、洞爺湖町へ引き継ぎ、2施設体制でこれまで運営してきたが、児童生徒数の大幅な減少や施設・設備の老朽化など給食センターを取り巻く環境が大きく変化する状況を踏まえ、効率的な運営とともに安全・安心な給食提供を図るべく、学校給食センターの統合を含めた今後の方向性を検討するため、洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、洞爺湖町学校給食センターの課題に関する調査検討を行い、統合を含めた今後の方向性等について教育長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) P T A関係者
- (3) 自治会関係者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に定める当該提言に係る審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。